

(別記 20)

国産そばの新規需要拡大事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大の取組に必要な経費を補助するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(6) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする
受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、そばとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
- ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
- ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 そばの安定生産・安定供給に向けた取組を推進するため、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な以下の経費（別表2に定める費目ごとに整理することとする。）を助成するものとする。

（1）国産そばに係るニーズ調査

国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）とする。

（2）国産そばを活用した新商品の開発

国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費とする。

（3）販路拡大のためのマッチング・PR

国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

- 2 補助率は、1／2以内とする。

3 留意事項

- （1）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
 - （2）販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、必ず国内製造のそばを使用していることをその要素に加えること。
- 3 実施要領第6の3に関して、本事業については、調査の実施等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。